

## 浦安市告示第 1 1 2 号

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市私立保育所等保育士等宿舍借上げ支援事業費補助金交付要綱（平成28年告示第101号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「7年」を「6年」に改める。

附則第2項の見出し中「令和5年度」を「令和6年度」に改め、同項中「令和4年度」を「令和5年度」に、「令和5年度」を「令和6年度」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。  
（令和6年度における補助対象の特例）
- 2 令和5年度からこの補助金の対象となった保育士又は看護師が、令和6年度も引き続き同じ宿舍に居住している場合には、第3条第2項中「6年」とあるのは、「7年」とする。
- 3 令和4年度から引き続き令和5年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師が、令和6年度も引き続き同じ宿舍に居住している場合には、第3条第2項中「6年」とあるのは、「8年」とする。
- 4 令和3年度から引き続き令和5年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師が、令和6年度も引き続き同じ宿舍に居住している場合には、第3条第2項中「6年」とあるのは、「9年」とする。
- 5 令和2年度から引き続き令和5年度においてこの補助金の対象となった保育士又は看護師が、令和6年度も引き続き同じ宿舍に居住している場合には、第3条第2項中「6年」とあるのは、「10年」とする。